

2 ビジネス環境改善に向けた取り組み

Society 5.0とは、サイバー（仮想）空間と現実空間を高度に融合させることで経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）を指す。第4次産業革命が国内で進展する中、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続き、政府が提唱する、今後日本が目指すべき社会の姿である。

Society 5.0の実現に向け、政府の対日直接投資推進会議¹は2019年4月、「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」を決定した。そして、2019年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ（「成長戦略2019」）」では、「海外の成長市場の取り込み」を重点施策の一つとし、「対内直接投資の促進」を掲げる（図表2-1）。

本章では、「成長戦略2019」を中心に、日本のビジネス環境および外国企業誘致に資する各種取り組みを紹介する。

図表2-1 「対内直接投資の促進」の具体的施策（抜粋）

- ・ 「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」（2019年4月16日対日直接投資推進会議決定）に基づき、外国企業誘致戦略が明確化した地方公共団体が行う誘致活動に対する支援の充実、ジェトロによる支援体制の強化及びインバウンド観光需要の取り込みや農林水産品の輸出促進との連携強化を図る。
- ・ ジェトロの海外主要拠点において、海外のイノベーション・エコシステムなどとの緊密なネットワークを形成することなどを通じ、イノベーション創出に資する外国企業を積極的に誘致する。
- ・ 2018年度に開始したRegional Business Conference（RBC：地域への対日直接投資カンファレンス、P29参照）について、2019年度においても外国企業誘致に積極的な地域で開催する。

（出所）「成長戦略2019」から作成

1. Society 5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

「成長戦略2019」は、Society5.0による社会変革が急速に進む中、イノベーション創出のためには、「産」、「官」、「学」の力を総動員しオープン・イノベーションに取り組む必要があるとされる。そして「産」については「グローバルに活躍するスタートアップの創出・育成」を図ることを目標とする。

取り組みの一つとして、「世界と伍するスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成」を目指す。国内各都市のスタートアップ・エコシステム（資金、企業ネットワーク、人材など）を分析し、公募により拠点都市を選定・支援、外国人起業家誘致などを行うことで、関係府省庁や地方自治体、ジェトロなどが連携しながら拠点都市の形成を推進する予定である（「統合イノベーション戦略2019」）。世界的に大手のアクセラレーターと連携することで、日本のアクセラレーション機能の強化も進める。

また、エコシステム形成に向け、国際的に評価の高いスタートアップを集めた会議や国内スタートアップ関連イベントなどを開催する予定である（「成長戦略2019」）。

外国企業の有する実用化ノウハウ、海外ネットワークなどの優れた経営資源を活用することによって、日本の中堅・中小企業の海外事業展開などを推進する「グローバルアライアンス推進スキーム」が、経済産業省の主導により2015年より開始されている。ジェトロが窓口となり、外国企業の要望などを独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫、中小企業投資育成株式会社をはじめとする関係機関に繋ぐ体制を整備し、外国企業との投資提携の機会を探る。

2. プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」の活用

生産性向上特別措置法に基づき、2018年6月に新技術等実証制度（プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」）が導入された。革新的な技術やビジネスモデルについて、参加者や期間を限定して、既存の規制にとらわれることなく実証を行うことができる環境を整備することで、迅速な実証及び規制改革につながるデータの収集を可能にするものである。実証期間の終了後には、規制所管大臣が実証で得られたデータに基づき規制の見直しを検討する。政府一元的総合窓口は内閣官房日本経済再生総合事務局内に設置され、日本法人・外国法人問わず幅広く申請を受け付けている。「成長戦略2019」は、引き続き、認定事例の紹介などを通じて国内外への本

¹2014年より開催。「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」などとおして、ビジネス環境の改善を図る。

制度の周知徹底に取り組むとする。

ジェットロは、外国企業・外資系企業の窓口として、国内外における本制度の紹介や政府一元的総合窓口との連絡調整などを行っている。

3. 地域への対日直接投資拡大に向けた取り組み

政府の対日直接投資推進会議は2019年4月、「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」（「集中強化・促進プログラム」）を決定した。これまで東京など一部の大都市に集中してきた対日直接投資の地域への拡大を通して、地域経済の持続的な活性化を図る。

2018年5月の対日直接投資推進会議は、「地域への対日直接投資サポートプログラム」（「サポートプログラム」）を決定し、関係府省庁およびジェットロが連携しながら、地方自治体に対して、誘致戦略の策定をはじめとする外国企業・外資系企業の誘致活動への支援を行ってきた（P29 参照）。

「集中強化・促進プログラム」では、「サポートプログラム」を強化し、海外での対日投資セミナーや外国企業招へい事業などを通じて、地方自治体への支援を重点的に実施する。

4. スマート公共サービス～世界で一番企業が活動しやすい国の実現に向けた動き

情報通信技術を活用し、行政手続きなどの利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、「デジタル手法」が2019年5月に成立した。①個々の手続・サービスが一貫して電子的に完結する「デジタルファースト」、②一度提出した情報は、再度提出することを不要とする「ワンスオンリー」、③民間サービスを含め、複数の手続・サービスを一元窓口で実現する「コネクテッド・ワンストップ」が基本原則である。

図表 2-2 事業環境改善に向けた主な施策

施策	内容
法人設立手続きのオンライン・ワンストップ化	会社設立手続きの迅速化（24時間以内）を図るため、定款認証から登記後の手続きまでが、1つのシステムで1回の操作で完了する様順次サービス開始予定。
裁判手続きなどの電子化の推進	司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事司法制度改革推進に関する裁判手続きなどの全面電子化の実現を目指し、各種取り組みを段階的に行う。
貿易手続き・港湾物流などの改善	港湾に関する行政機関および民間事業者間の手続きや、港湾施設の状況などのあらゆる情報を電子化するため、「港湾関連データ連携基盤」を2020年までに構築し、電子情報の利活用を通じて港湾物流の効率化を図る。

事業環境の一層の改善に向け、「成長戦略2019」では、「スマート公共サービス」に係る重要成果指標（KPI）として、「2020年3月までに重点分野の行政手続コストを20%以上削減する」などを掲げる。主な関連施策は上記のとおり（図表2-2）。

政府の対日直接投資総合案内窓口（ホットライン）では、ジェットロが、外国・外資系企業から規制改革や行政手続きの改善要望を聞き取り、政府や関係省庁に提言を行う窓口を担う。2016年より開始した「企業担当制」（特定の条件を満たす外国企業に、関係副大臣を担当としてつける制度）についても、ジェットロは面談に同席し、企業からの相談を関係省庁と共にフォローする。

5. 外国人材の活躍推進

総務省発表（2019年7月）によると、日本の人口総計は1億2,744万3,563人だった。日本人住民が1億2,477万6,364人と前年から43万3,239人減ったのに対し、外国人は266万7,199人で16万9,543人増えた。外国人全体の85%が生産年齢人口（15～64歳）である。第4次産業革命の下での国際的な人材獲得競争が激化する中、「成長戦略2019」は、外国人材の活躍推進に向けた施策を掲げる。

「高度外国人材の受入円滑化に向けた入国・在留管理制度などの改善」に関しては、2018年12月施行の外国人起業活動促進事業に関する告示（「外国人起業活動促進事業²⁾」）の利用普及に向け、地方公共団体向けの広報を強化する。政府は、外国人留学生による日本での起業促進を図るため、入国・在留管理などに係る制度・運用の見直しを進めている。

また、2018年11月より、コワーキングスペースやシェアオフィスを利用していても、ジェットロの対日投資支援を受けている外国・外資系企業であり、かつ「日本での起業時から3年未満の申請であること」など一定の要件を満たしていれば、在留資格「経営・管理」の「事業所の確保」の要件に適合しているものとして取り扱われ、それら企業の外国人経営者は、当該在留資格の取得が可能となった。

ジェットロは2018年12月より、関係省庁による施策やイベントなど高度外国人材の受入に関する関連情報を集約した「高度外国人材活躍推進ポータルサイト “Open for Professionals”」（<https://www.jetro.go.jp/hrportal/>）を運営している。

また、2019年4月、外国人材の受入拡大に向け、新たな在留資格「特定技能」が創設された。特定産業分野（14分野³⁾において「相当程度の知識または経験を必要とする技能」あるいは「熟練した技能」を要する業務に従事する外国人向けの在留資格である。在留資格手続きの円滑化・迅速化を図るため、2019年7月よりオンラインでの在留申請の受付が開始されている。

²⁾ 認定を受けた地方公共団体（福岡市、愛知県、岐阜県、神戸市、大阪市、三重県）から起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度。

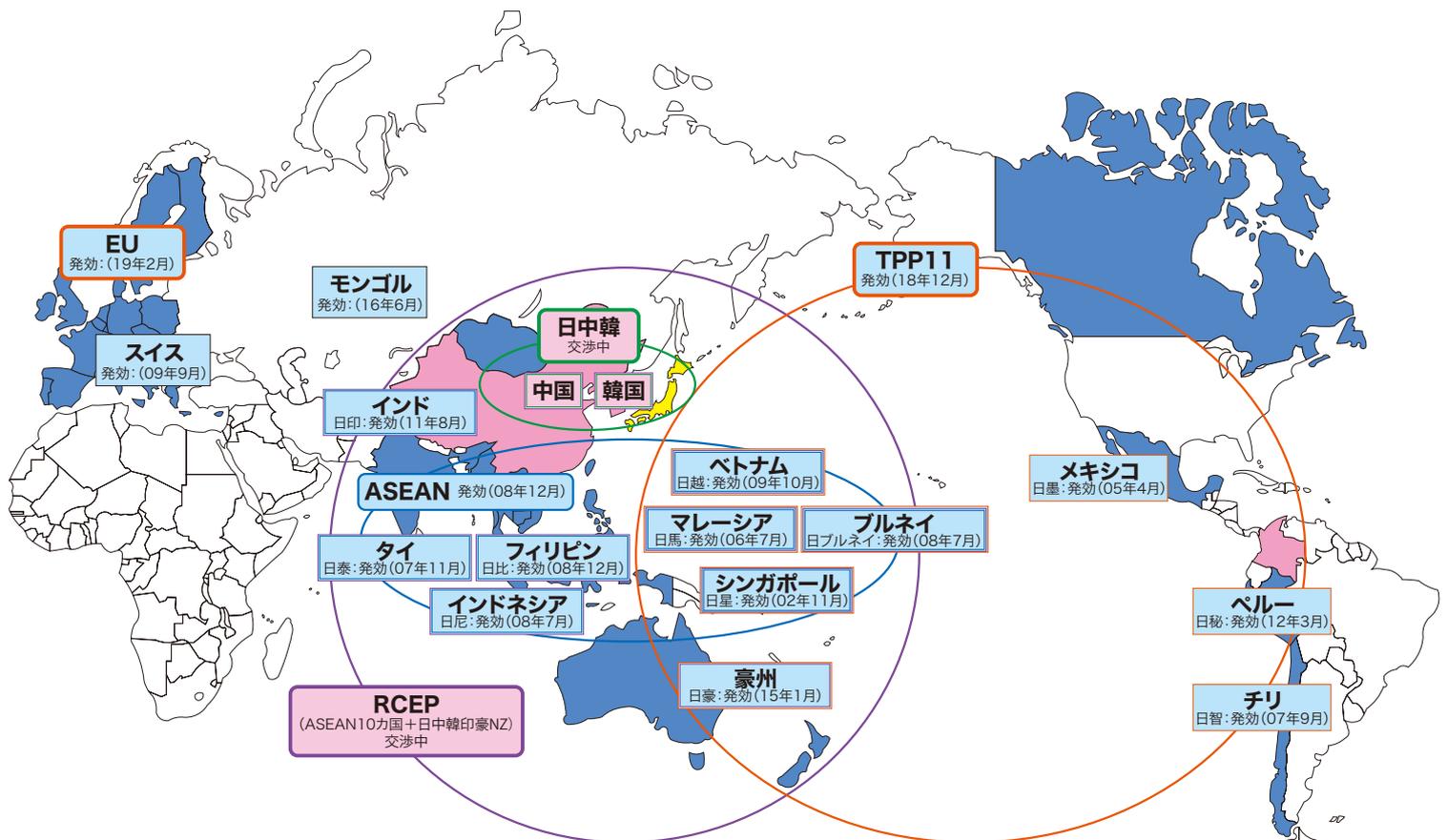
³⁾ 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業。

6. 日本が参加する「メガFTA」が進展

日本は、経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）をとおして経済関係の強化を目指し、貿易や投資の自由化・円滑化を進める。発効済みの日本のEPA/FTAは17にのぼり、これらの国・地域との間で、関税削減・撤廃のみならず、サービス、政府調達、知的財産、投資など幅広い分野の自由化やルール形成が進んでいる（図表2-3）。中でも注目されるのは、多国・地域間の巨大FTAである「メ

ガFTA」の進展である。日本が参加するメガFTAでは、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が2018年12月に、日本EU・EPAが2019年2月に、それぞれ発効した。2019年9月には、日米貿易協定および日米デジタル貿易協定にかかる最終合意を確認し、同年10月に署名した。在日外資系企業の間では、これらメガFTAなどを活用したビジネス展開が検討されている。

図表 2-3 日本と各国・地域とのEPA/FTA



〔出所〕 経済産業省ホームページから作成
 〔注〕 青色：発効済
 ピンク色：交渉中

対日直接投資に係る事前届出対象業種の追加

COLUMN

近年、サイバーセキュリティ確保の重要性が高まっていることなどを踏まえ、世界各国で外資規制を強化する動きがみられる。例えば、米国では2018年8月、「2018年外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)」が成立した。FIRRMAは、外国企業の対米投資を審査する外国投資委員会(CFIUS)の権限を強化する法律である。

日本では、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づき対日直接投資の際に事前届出が必要となる業種に、集積回路製造業などが追加された(図表2-4)。同改正は2019年8月1日から適用されている。なお、10月18日には「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

図表 2-4 追加業種一覧

情報処理関連の機器 ・部品製造業種	集積回路製造業
	半導体メモリメディア製造業
	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業
	電子回路実装基板製造業
	有線通信機械器具製造業
	携帯電話機・PHS 電話機製造業
	無線通信機械器具製造業
	電子計算機製造業
	パーソナルコンピューター製造業
	外部記憶装置製造業
情報処理関連の ソフトウェア製造業種	受託開発ソフトウェア業
	組込みソフトウェア業
	パッケージソフトウェア業
情報通信サービス 関連業種	地域電気通信業※
	長距離電気通信業※
	有線放送電話業
	その他固定電気通信業※
	移動電気通信業※
	情報処理サービス業
	インターネット利用サポート業※

※既存の対象範囲を拡大
〔出所〕 経済産業省プレスリリース(2019年5月27日) から作成

インセンティブや支援で競い合う米国州政府

COLUMN

3. でみたように日本の地方自治体は対日直接投資拡大に向け各種取り組みを進めるが、米国の各州政府も、州の雇用や経済成長に貢献する外国直接投資の誘致に熱心だ。2017年7月に、EMS(電子機器受託生産)世界最大手である台湾の鴻海精密工業(フォックスコン・テクノロジーグループ)が、LCD液晶パネル製造工場(最大投資額100億ドル)をウィスコンシン州に設立することを発表した。最大1万3,000人の雇用創出が期待される同工場を誘致するため、同州政府は税額控除を中心とした30億ドルのインセンティブ供与を約束している(ただし、その後、鴻海精密工業は投資計画の縮小を明らかにしており、雇用目標の達成が危ぶまれている)。

州政府が提供するインセンティブは、税額控除のほか、補助金、インフラの改善、低金利融資などさまざま。企業との個別交渉になるケースが多いため、他州との比較は難しい。多くの州では誘致交渉をまとめるために、州知事らの裁量で補助金などの支出を可能とする特別な基金「ディールクローリング・ファンド」を設けている。こうした基金の代表例であるテキサス州の「テキサス・エンタープライズ・ファンド」は2004年に設置されて以降、2019年6月末時点で、5億ドル以上を支出し、約10万人の雇

用創出に貢献したとされている。

こうしたインセンティブのほかに、規制や許認可などにおける非効率的な手続き(レッドテープ)の改善に積極的な州もある。例えばケンタッキー州では、2016年から「レッドテープ削減イニシアチブ」と呼ぶ活動を始めている。4,700以上ある規制の見直しに取り組み、2019年4月時点で617の規制が廃止され、661の規制が修正された。また2017年2月には、通常の規制が施行から7年間で自動的に廃止されるという法律が州議会で可決された。

投資先を選定する際には、優秀な人材を確保できるかどうか企業にとって重要である。従業員の教育を企業の要望に応じてカスタムメイドでサポートする州政府もある。この代表例であるジョージア州の「ジョージア・クイックスタート」は、これまでに約6,500件のプログラムを通じ、100万人以上の従業員を訓練してきた。また、ルイジアナ州の「ファースト・スタートプログラム」、アラバマ州の「アラバマ産業開発トレーニング」、サウスカロライナ州の「レディー・サウスカロライナ」などが同様のサポートを行っている。